報

官



外) **内閣府** ^{国立印刷局)}



(その他告示)

〇国際連合安全保障理事会決議第千二 国際テロリストの指定を取り消す件 法第七条第一項の規定に基づき公告 する財産の凍結等に関する特別措置 百六十七号等を踏まえ我が国が実施 (国家公安委一四

O先進主要七箇国(アメリカ合衆国、 部アイルランド連合王国、フランス 共和国、ドイツ連邦共和国、イタリ カナダ、グレート・ブリテン及び北 めた件の一部を改正する件 るテロリスト等の個人及び団体を定 産凍結等の措置を実施する対象とな ア共和国及び日本国)が協調して資

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

(号 **発 行** (原稿作成

る同法第五条第一項の規定に基づき、 定に基づき、

次のとおり告示する

の 他 告 示

そ

,○国家公安委員会告示第十四号

国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第七条第一項の規 次の公告国際テロリストについて、 同法第四条第一項の規定による指定を取り消すので、 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が 同法第七条第二項において準用す

令和七年五月二十三日

国家公安委員会委員長

坂井

氏名 ヤーシーン・シェクーリ(YASSINE CHEKKOURI(original script:اریاسین شکوری))

指定をした年月日 令和6年10月3日

指定番号 DI-30 指定の取消しの根拠となる条項 第七条第一項第二号

その他参考となるべき事項 取消し前の指定の有効期間が満了する年月日:令和9年10月2日

〇外務省告示第百九十九号

る個人及び団体の一部を次のように改正する。 の別表(令和六年外務省告示第八十三号を含む関連の告示により改正)に定められた措置の対象とな フランス共和国、ドイツ連邦共和国、 施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件(平成十四年四月外務省告示第八十二号) 先進主要七箇国(アメリカ合衆国、 カナダ、 イタリア共和国及び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

令和七年五月二十三日

次の表により、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

外務大臣

岩屋

毅

议

下 「対象規定」という。)は、 当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

.~	,,,	 .	•••	····	·····
		13. 削除	1. ~12. [昭]	(別表)	改正後
(original script : ياسين شكوري)	YASSINE CHEKKOURI	13. ヤーシーン・シェケーリ	1. ~12. [同左]	(別表)	改正前

S

称号:不明

役職:不明

生年月日:1966年10月6日

出生地: Safi, Morocco

国籍:モロッコ

旅券番号:モロッコ旅券 F 46947

ID番号:モロッコ国民IDカード

H - 135467

住所:7th Street, Number 7, Hay

Anas Safi, Morocco

国連制裁委員会による指定日:2002年

9月3日 (2007年6月7日、2010年12

月23日及び2019年12月6日に改訂)

その他の情報: 母 の 名 前 は Feue Hlima Bent Barka、父の名前は

Abderrahmane Mohammed Ben

Azzouz。2004年2月26日にイタリア

からモロッコに追放された。国連安全

保障理事会決議第1822号 (2008年) に

基づく見直しは2010年6月21日に終了

した。国連安全保障理事会決議第2368

号 (2017年) に基づく見直しは2019年

12月4日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・

国連安全保障理事会特別手配書のウェ

ブ・リンク: https://www.interpol.

int/en/How-we-work/Notices/View-

UN-Notices-Individuals

14. ~35. [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

[略]

14. ~ 35 .